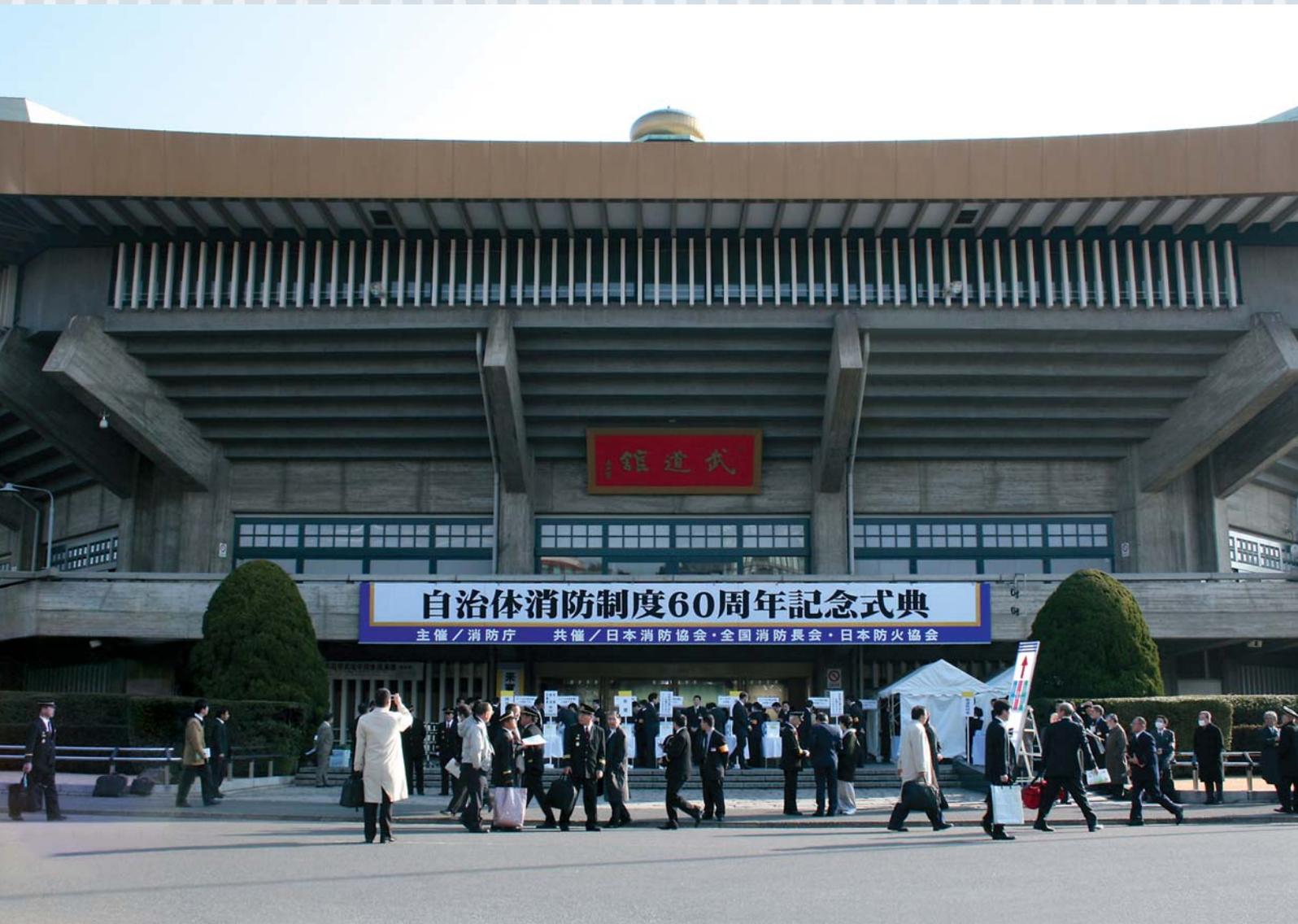


消防の動き



2008
4
No.445

- 自治体消防制度60周年記念式典の挙行
- 大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申
- 平成19年中における住宅用火災警報器の奏功事例及び悪質訪問販売の事例について



FDMA
住民とともに

総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency



火のしまつ 君がしなくて 誰がする

2008年度 全国統一防火標語
(標語作者:13才 女性)

北乃 さい

社団法人 日本損害保険協会

【日本損害保険協会 会員会社】

あいおい損保/朝日火災/アニコム損保/エイチ・エス損保/SBI損保/共栄火災/ジェイアイ/スミセイ損保/セコム損害保険/
セゾン自動車火災/ソニー損保/損保ジャパン/そんぼ24/大同火災/東京海上日動/トーア再保険/日新火災/
ニッセイ同和損保/日本興亜損保/日本地震/日立キャピタル損保/富士火災/三井住友海上/三井ダイレクト/明治安田損保

後援:  総務省消防庁
Fire and Disaster Management Agency

2008年度防火ポスター

※「消防の動き」は、消防庁のホームページでもご覧いただけます。

消防庁ホームページ <http://www.fdma.go.jp>

特報 1

自治体消防制度60周年記念式典の挙行 4

特報 2

大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申 8

特報 3

平成19年中における住宅用火災警報器の奏功事例及び悪質訪問販売の事例について 11

平成20年4月号 No.445

防災の時間 (消防審議会委員(株式会社 防災&情報研究所 代表) 高梨 成子)

Report

- 消防活動支援性能のあり方検討会報告書(平成19年度)について 13
～加圧防排煙設備に係る消防活動支援性能評価手法について～
- 現場指揮者の養成に関する調査検討会報告書の概要 14
- 図上型防災訓練マニュアルの作成に関する調査研究について 16

TOPICS

- 平成19年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰 18
- 自主防災組織と安心・安全なまちづくりシンポジウムの開催 20
～地域安心安全ステーションの取組から～
- 平成20年度全国統一防火標語の決定／平成20年度危険物安全週間推進標語の決定 21

緊急消防援助隊情報

- 緊急消防援助隊府県隊の連携訓練について 22

消防通信～北から南から

- 茨城県 取手市消防本部「水と緑を育み、美と文化を創る 生き活きリビングタウン とりで」 24

消防通信～望楼

- 杉戸町消防本部(埼玉県)／大津市消防局(滋賀県) 25
- 総社市消防本部(岡山県)／竹原広域行政組合大崎上島消防署(広島県)

消防大学校だより

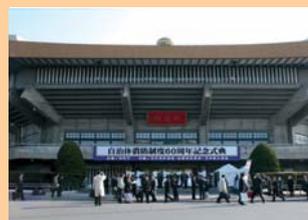
- 地方公共団体の自主防災組織担当者に対する教育の推進／自主防災組織育成コース(第3回) 26
- 自主防災組織育成短期講習会／消防大学校成績優秀者 27

広報資料(5月分)

- 住民に対する応急手当の普及啓発 28
- 風水害に対する備え 29
- 津波による災害の防止 30

INFORMATION

- 2月の主な通知 31
- 自治体消防制度60周年記念事業「国民の命を守る消防防災」の実施について 31



■ 表紙
自治体消防制度
60周年記念式典(日本武道館)

防災の時間



高梨 成子

消防審議会委員 (株式会社 防災&情報研究所 代表)

人が一生を通して、大きな災害に遭遇することはそう多くはない。

地震災害などに遭遇すると、あまりの衝撃に、なすすべもなく時間ばかりが過ぎ、その間に、助かったはずの生命が守れなくなることすらある。災害や事故などの初動期は特に一刻を争うものであり、生命を守るための活動は、ある意味で時間との闘いでもある。

ところで、時間の経過による効果には、プラス面とマイナス面とがある。

プラス効果では、何と言っても日本の防災体制が整備されてきていることであろう。日本の防災にとって大きなエポックメイキングとなった平成7年の阪神・淡路大震災からすでに13年が過ぎ、この間に、国を中心とする緊急時体制の整備が進んでいる。消防における緊急消防援助隊、医療では日本DMATなどが相次いで発足するなど、着実な前進が見られる。また、昨年発生した能登半島地震、新潟県中越沖地震などにおいては、発災直後から、生き埋めになった方の救助活動が地元住民や消防団員などを中心に自主的に進められたり、要援護者の安否確認や避難介助などが、民生委員、福祉担当職員、地元住民の方たちの協働でなされるなど、自助・共助の面でも教訓が生かされていた。

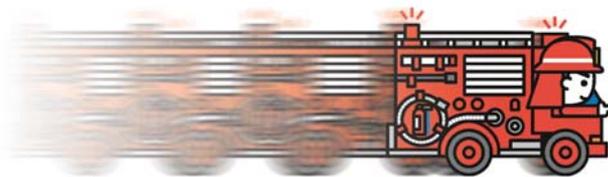
一方では、「災害は忘れたころにやって来る」との格言にあるとおり、災害が忘却され、教訓が継承されないというマイナス面も多々見られる。洪水や土砂災害被災地の中には、地元消防団員などが、土嚢積みや警戒にあたり、住民への避難の呼びかけに行くなかで生命を落とした例もあり、特に一家の大黒柱、地域のまとめ役を失う代償はあまりにも大きい。被災した地区の自治会長などが強調されるのは、「災害が起きる前に対策をとっていれば」という無念の思いである。

他方、土砂災害の前兆を区長がキャッチして住民の避難誘導がなされ、通報を受けた市が避難指示を発令し、ひとりの死傷者も出さなかったという例もある。そこでは、県のハザードマップをもとに、危険地区の確認や土砂災害の前兆現象などの基本的な知識の理解を図り、事前に職員が時間経過を追った図上演習を行っていたことなどが奏功したという。

この例に見るように、阪神・淡路大震災のころから普及し始めた図上演習は、実際の災害場面できちんとその効果が現れ始めているようである。自治体職員や消防職員などを対象として行うシミュレーション型図上演習は、災害時の情報受伝達、意思決定など、防災の知識と知恵を駆使して時空間との闘いを再現するものだが、実際に行ってみると、地域防災計画やマニュアルなどを使いこなす完璧に対処できる人や組織は少なく、重大な事項ほど抜け落ちが出るなど、常に課題が発見されている。

経験したことのない災害をシミュレーションするなかで模擬体験し、“失敗から学ぶ”。

災害が発生する前の実践性の高い防災の時間は、災害犠牲者^{ゼロ}を目指して、是非割いてほしい大切な時間である。



自治体消防制度60周年記念式典の挙行

総務課

(自治体消防制度60周年記念事業推進室)

I 自治体消防制度60周年記念式典

我が国の消防は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法によって、市町村消防の原則に基づく今日の自治体消防制度として確立し、平成20年3月7日に60年を迎えました。

これを記念して、消防関係者をはじめ国民がこぞって我が国の消防の発展について回顧するとともに、更なる国民の安心・安全な生活を確保することを目的に、天皇皇后両陛下の御臨席を賜り、記念式典が挙行されました。



国歌吹奏

【式典の概要】

1. 日時 平成20年3月7日(金) 10:30~11:50
2. 場所 日本武道館(千代田区北の丸公園2番3号)
3. 主催 消防庁
共催 財団法人日本消防協会、全国消防長会、財団法人日本防火協会
4. 参列者 約7,000人
内閣総理大臣、衆・参両院議長、最高裁判所長官、各国務大臣、各国会議員、政府関係者、表彰受章者、各消防長・消防団長等

5. 次第

- 天皇皇后両陛下御臨席
- 国歌吹奏
- 開式の辞 総務副大臣 谷口 隆義
- 式辞 総務大臣 増田 寛也
- 天皇陛下おことば
- 祝辞
内閣総理大臣 福田 康夫
衆議院議長 河野 洋平
参議院議長 江田 五月
最高裁判所長官 島田 仁郎



開式の辞（谷口総務副大臣）



天皇陛下おことば



式辞（増田総務大臣）



祝辞（福田内閣総理大臣）

地方公共団体代表（全国市長会会長）
佐竹 敬久

○内閣総理大臣表彰

代表受領 上田 信雅（富山県砺波市消防団団長）

○総務大臣感謝状

代表受領 菅原 進一（元消防審議会委員）

○消防庁長官表彰

功労章 212人

永年勤続功労章 2,900人

都道府県消防防災関係事務従事職員表彰 2人

代表受領 東川 勝一（鹿児島県指宿市消防団団長）

表彰旗 48機関

竿頭綬 34機関

消防団等地域活動表彰 53機関

防災功労者表彰 5機関

褒状 9機関

代表受領 広島県大竹市消防本部・消防団

○日本消防協会会長表彰

特別表彰まとい 10機関

表彰旗 45機関

竿頭綬 89機関

優良婦人消防隊 23隊

代表受領 岡山県高梁市消防団

特別功労章 10人

功績章 930人

精績章 2,230人

勤続章 6,935人

優良婦人消防隊員 25人

都道府県消防協会等役職員永年勤続者表彰 4人

永年勤続功労者表彰 233人

代表受領 谷中 健二（栃木県消防協会会長）

○日本防火協会会長表彰

優良幼年消防クラブ表彰 42団体

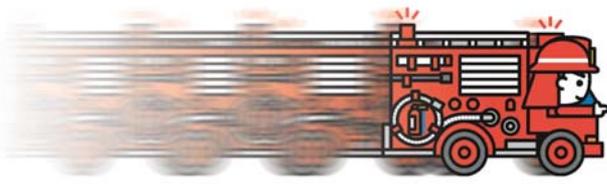
優良少年消防クラブ表彰 30団体

優良婦人防火クラブ表彰 39団体

代表受領 鹿児島県霧島市婦人防火協力会

○全国消防長会会長表彰

消防特別功労者表彰 306人



内閣総理大臣表彰



総務大臣感謝状の授与



消防庁長官表彰



日本消防協会会長表彰



日本防火協会会長表彰



全国消防長会会長表彰



幼年消防クラブ特別演技



東京消防庁カラーガーズ隊及び音楽隊によるアトラクション

消防行政功労者表彰 101人

永年勤続功労者表彰 13,784人

代表受領 大和 裕史 (兵庫県姫路市消防局長)

○幼年消防クラブ特別演技 (川崎市 第一ひかり幼稚園)

○閉式の辞 総務副大臣 佐藤 勉

○天皇皇后両陛下下御退席

○音楽隊演奏 (東京消防庁)

○カラーガーズ隊演技 (東京消防庁)



II 全国消防職員・消防団員意見発表会

自治体消防制度60周年を記念し、毎年度、それぞれに行われている「全国消防職員意見発表(全国消防長会主催)」及び「全国消防団員意見発表会(消防庁主催)」の過去数年の最優秀賞及び優秀賞受賞者が一堂に会し、それぞれの業務や活動に関する課題などについて意見発表を行いました。

この意見発表会は、消防職員及び消防団員が、それぞれの課題などを共有することにより、今後の消防の更なる発展につなげることを目的としています。会場に詰めかけた約3,000人の観客は、発表者の熱のこもった意見に聞き入っていました。

【意見発表会の概要】

1. 日時

平成20年3月7日(金) 13:00～

2. 場所

日本武道館(千代田区北の丸公園2番3号)

3. 主催

消防庁、全国消防長会、財団法人日本消防協会

4. 次第

○開会のあいさつ

荒木 慶司消防庁長官

片山 虎之助財団法人日本消防協会会長

○意見発表

[消防職員]

田中 正俊(兵庫県 尼崎市消防局)「バイスタンダーからのSOS」

三浦 友和(岡山県 倉敷市消防局)「消防士の病」

浅川 美保子(長野県 上田地域広域連合消防本部)
「小さな消防士」

斉藤 良明(長野県 長野市消防局)「小学生からのDIG」

三原 裕子(東京都 東京消防庁)「中学生の力を」

[消防団員]

平林 麻未(東京都 八王子市消防団)「もうひとつの手助け」

山田 久就(石川県 能登町消防団)「信頼の架け橋」

猪木 直樹(岡山県 倉敷市消防団)「火消し魂を込めて」

室伏 睦(静岡県 長泉町消防団)「いつも心にサイレンを」

後藤 将典(大分県 玖珠町消防団)「号令の響き渡る頃」

○アトラクション

長野県消防団ラッパ隊、東京消防庁音楽隊

○自治体消防制度60周年記念賞の授与

○閉会のあいさつ

小林 輝幸全国消防長会会長



荒木消防庁長官のあいさつ



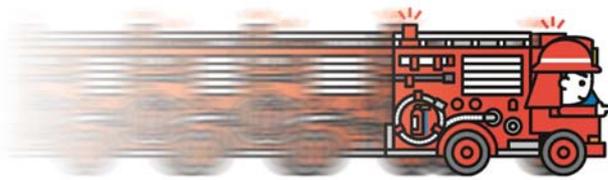
消防職団員による意見発表



長野県消防ラッパ隊の演奏



記念撮影



大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申

総務課

平成20年2月15日(金)に、平成19年度第3回消防審議会を開催しました。今回の審議会では、大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申案が審議され、吉井博明消防審議会会長から荒木慶司消防庁長官へ答申がなされました。

消防庁では、この答申を踏まえ、「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案」の検討を進め、今国会に提出したところです。

「大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方に関する答申」の概要

1 基本的な考え方

近年、我が国においては、東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震の発生が指摘されている。そして、これらの大規模地震が発生した場合には、国家予算を超える規模の甚大な被害が予測されている。こうした大規模地震が発生した場合に被害の最小化を目指すという観点から、消防防災体制の更なる強化が不可欠であるが、当面の緊急課題として、危険物施設の事故防止対策のあり方及び緊急消防援助隊の効果的な運用等のあり方について審議してきたところ、大要以下の結論に達したのでここに答申する。

2 危険物施設の事故防災対策のあり方について

【現状と課題】

(1) 危険物事故の動向について

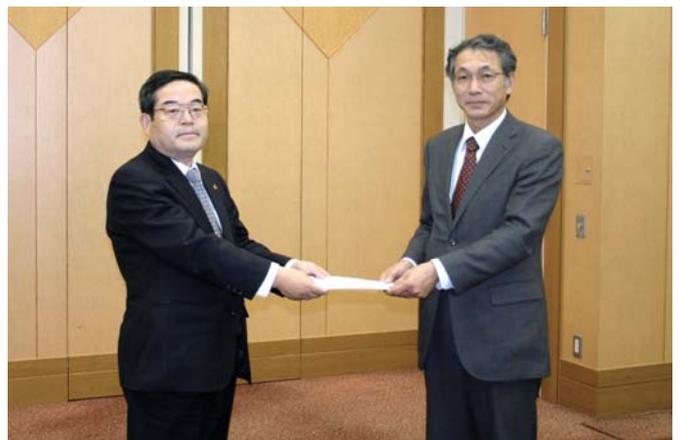
危険物施設における危険物の流出事故は平成6年までは減少傾向を示していたものの、この年を境に増加傾向に転じ、平成18年中に発生した火災・流出事故件数は、平成6年と比べると火災が約2倍、流出事故が約2.2倍となっており、特に危険物が大量流出する可能性がある

500kℓ以上の大型屋外タンク貯蔵所に限定するとその流出事故は6倍となっている。このような事故が発生する原因は、腐食等劣化によるものが多く、施設の老朽化が大きく関係しているものと考えられる。このように危険物施設の老朽化が進む中、近年切迫性が指摘されている大規模地震が発生した場合には、危険物施設から危険物が流出する事故や屋外タンク貯蔵所の浮き屋根が破損する事故が起これ、さらにはそれに起因する大火災や大爆発が発生する可能性が高まっているといえる。

大地震の発生が避けられない状況にあって、危険物施設に起因する大災害発生の可能性を少しでも低減させるとともに、仮に何らかの災害が発生してしまった場合の被害を最小限に抑えるため、一步間違えば大火災につながりかねない流出事故や破損事故などの芽をあらかじめ摘むための対策を平時から講ずることが必要と考えられる。

(2) 危険物事故に対する調査体制について

事故防止対策の第一歩は、それぞれの事故原因を調査し、その結果を踏まえて的確な事故防止対策につなげることであるが、現行の消防法においては、消防機関による火災原因調査の制度はあるものの、火災に至らない危険物施設における流出等の事故に対する原因調査の制度がない。



吉井消防審議会会長から荒木消防庁長官への答申



現状は、それぞれの消防機関において、火災予防を目的とした一般的な調査権限を行使することで、事実上事故原因の概要の把握に努めているものと思われるが、火災の場合に実施されているような科学的見地からの原因究明に必要な措置については法的な根拠が明確になっていないため、精確な原因調査を行うことが困難な実態にある。

また、火災原因調査については、各消防機関の調査技術を高めるため、消防大学校や各都道府県等の消防学校において消防職員向けの研修講座を設けているが、危険物施設における流出等の事故については、専門的知識を備えた消防職員を育成するための取組が十分ではない状況にある。

【対応の考え方】

危険物施設における流出等の事故及びそれに伴う火災発生の未然防止、あるいは大地震発生時における減災を図るため、危険物施設における流出等の事故の原因を効果的・効率的に究明できるような制度及び体制を整備することが必要である。

調査制度の仕組みとしては、火災原因調査の制度を参考として、事故原因の調査を行うための、関係のある者への質問権、事故関係者への資料提出命令権、事故関係者からの報告徴収権及び関係のある場所への立入検査権といった権限を調査主体に付与することが妥当である。

また、調査主体として、原則は消防機関が行うこととするものの、要請があった場合には、消防庁長官が調査を行うことができるようにすることが必要である。

こうした制度改正と合わせて、調査の体制についても整備を図ることが必要である。中でも、全国の消防機関に対する教育のあり方として、調査が確実に実施できるよう事故原因調査マニュアルを整備するとともに、消防大学校及び各都道府県等の消防学校は、消防職員の調査能力・技術の向上を図るため、マニュアルを活用した教育カリキュラムの整備・充実を図ることが必要である。

3 緊急消防援助隊の効果的な運用等のあり方について

【現状と課題】

(1) 緊急消防援助隊の機動力について

緊急消防援助隊は、消防組織法の規定により、原則として、災害発生市町村の属する都道府県知事が消防庁長官に対して消防の応援を要請した場合に、消防庁長官が他の都道府県の知事又は市町村長に対して指示又は求めを出すことにより出動し、出動後は、受援市町村長の指揮の下に行動することとされている。このため、緊急消防援助隊が被災市町村をまたがって移動して活動することは現行の法制度上想定されていない。

しかしながら、実際に、過去の災害では、迅速な救助活動を実施するため、同一都道府県内において被災市町村をまたぐ移動を行い、救助活動を行った事例がある。

ただし、こうした部隊移動に関する仕組みは現在、法制度上整備されておらず、部隊を移動させる権限の所在が明確ではなかった。このような曖昧な形で緊急消防援助隊の部隊移動を続けることは、部隊の移動に関する責任の所在が不明確であるだけでなく、危険性の高い被災地で活動する緊急消防援助隊の安全確保の面からも問題があり、早急に対応を行う必要がある。

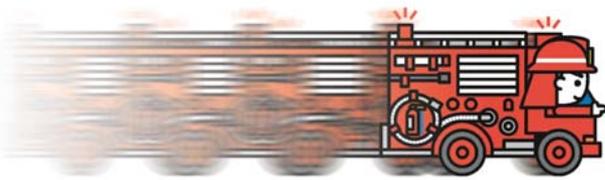
また、都道府県内の部隊移動について消防庁長官を通ずることとなれば迅速・円滑な移動という観点から支障があること、大規模災害の発生を想定した場合、投入できる部隊の数には限りがあることから、緊急消防援助隊を同一都道府県内、あるいは都道府県をまたいで適切に移動させ、効果的、効率的に活動に従事させられるような制度を整備しておく必要がある。

(2) 消防庁長官による出動指示の要件について

現行の規定では、消防庁長官が緊急消防援助隊に対し出動指示を出せる災害の種類として、大規模な自然災害の場合と毒性物質発散等の特殊な災害（NBC災害）の



第3回消防審議会の様子



場合があるが、このうち自然災害については、東海地震等特定の大規模地震であって、二以上の都道府県に被害が及ぶものに要件が限定されている。

しかしながら、活断層の活動によって引き起こされる強い地震に見舞われる危険性は、全国のいたるところにあり、一の都道府県内において局地的に甚大な被害が発生すると想定されているものもある。

そのため、被害が二以上の都道府県にまたがらない限り、緊急消防援助隊の出動を指示することができない現行の仕組みが妥当かどうか検討する必要がある。

【対応の考え方】

(1) 緊急消防援助隊の機動力について

災害状況の変化に応じて、既に出動し被災市町村で活動中の部隊を、別の被災市町村に移動させる法律上の仕組みを整備すべきである。

その際、部隊配備の主体は、都道府県内の市町村をまたぐ部隊配備については、都道府県内の広域的な災害対応責任を有し、かつ、都道府県内の災害状況を詳細に把握することができる都道府県知事とすることが適当である。都道府県知事は、都道府県内の市町村長等に対して災害防ぎよのための必要な指示を出す権限を有しているが、他の都道府県の消防職員等から構成される緊急消防援助隊が市町村をまたがって移動するような場合には、こうした権限が及ばないと考えられるため、部隊配備のための新たな権限が必要になる。なお、都道府県をまたぐ場合であっても、二以上の都道府県に及ぶ調整となることから部隊配備の主体は消防庁長官とすることが適当である。

また、こうした被災地間の部隊配備を迅速かつ円滑に行うためには、都道府県知事の権限行使を支える体制の整備も必要である。

消防審議会答申の概要

大規模地震に備えた当面の消防防災対策のあり方について

《背景》

- ・東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震の発生が切迫。
- ・さらに、全国いつでもどこでも大型直下型地震が起こる可能性がある。
- ・これらの大地震では、甚大な被害が生じることが予測されている。
(首都直下地震の被害想定：死者数1万1,000人、全壊85万棟、経済損失112兆円)

国民の安心・安全の確保は、我が国経済社会の基盤であり、国家の基本的な責務である。大地震による被害最小化を図るためには、消防防災体制の更なる強化が不可欠。

対策1 危険物流出等の事故調査の実施 (消防法関係)

危険物流出等の事故は、10年間で約2倍に増加。大地震の際に重大事故が起きるのを未然に防止するための対策が必要。

- ・屋外タンク等からの危険物流出等の事故について、消防機関が原因調査を行うために、必要な措置を講ずることができるようにする。

対策2 緊急消防援助隊の機動力の強化等 (消防組織法関係)

阪神・淡路大震災を契機に創設した緊急消防援助隊のこれまでの活動の実態にかんがみ、大規模災害の際に、より機動的に活動できるような仕組みを整備することが必要。

- ・都道府県知事が、都道府県内における緊急消防援助隊の部隊移動を行うことができることとする。
- ・そのために必要な調整を行う、都道府県知事を長とする活動調整のための組織を設けることとする。
- ・一つの都道府県内における大規模な自然災害についても、緊急消防援助隊に出動の指示ができることとする。

※緊急消防援助隊について

- ・大規模災害発生時に、国の責務として、全国的な観点から消防の応援を行う仕組み。特に重大な災害には消防庁長官の指示により部隊が出動。
- ・3,751隊、4万4,000人規模が登録(平成19年4月現在)。

(2) 消防庁長官による出動指示の要件について

自然災害の被害の及ぶ範囲が一の都道府県に限られる場合であっても、消防庁長官が緊急消防援助隊の出動を指示できるようにするため、その要件を緩和することが必要である。



平成19年中における住宅用火災警報器の奏功事例 及び悪質訪問販売の事例について

予防課

消防庁では、近年、増加傾向にある住宅火災の死者発生防止に有効な住宅用火災警報器（以下「住警器」という。）の普及を推進しており、一日も早い住警器設置を呼びかけるため、住警器の設置による奏功事例と悪質訪問販売事例を収集・紹介しています。

以下、平成19年中に全国の消防本部から報告があった事例を紹介します。なお、詳細及び過去の事例は「住宅防火情報」(http://www.fdma.go.jp/html/life/joho_index.html)でご覧になれます。

1 住警器設置による奏功事例

火災の発生を防止した事例、火災を早期に発見し死者の発生を防止した事例等の住警器による奏功事例は、平成18年中の64件に対して平成19年中は159件となり、約2.5倍に増加しています。

住警器設置の最大の効果は、逃げ遅れ防止であり、警報音により一早く居住者が火災を察知し、炎や煙に巻かれる前に避難できることにあります。こうした奏功事例も数多く報告されていますが、このほかにも初期消火に成功して住宅・家財への被害を免れたり、近所の人々が警報音に気付いて通報・救助されたといった奏功事例も報告されています。

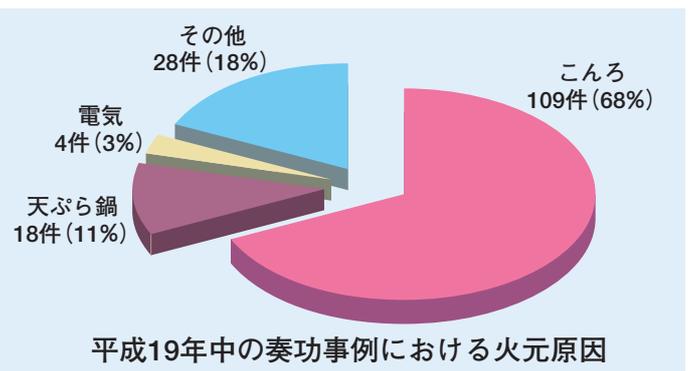
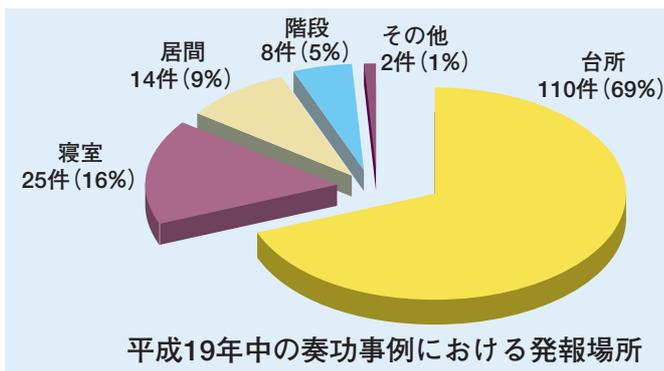
【早く気付いて初期消火に成功！】

- 居住者は、寝たばこをして就寝中のところ、住警器の警報音で目が覚め、ふとんから煙が出ていることに気付く、ふとんを風呂場へ持って行き、浴槽の水に浸して消火した。（千葉県千葉市）
- 共同住宅に住む女性が、仏壇のローソクに火をつけて拝んでいるうちに気分が悪くなり、意識を失い倒れて

しまった。その間にローソクが転倒・落下し、火が周囲に燃え移った。仏壇に設置されていた住警器が発報し、警報音で意識を取り戻した女性が火災に気付き初期消火した。（広島県広島市）

【近所の人々が気付いてくれることもあります！】

- 共同住宅に住む男性（40代）が、ガスこんろに食パンを置いて火をつけたまま寝込んでしまったため食パンを焦がした。近隣住民が男性宅前を通りがかったところ、住警器の警報が鳴っているのを聞き、窓越しに炎らしき赤い光が見えたため119番通報した。（愛知県名古屋市中区）
- 外出先で建物から住警器の警報音が聞こえたため、中に入ったところ2階階段踊り場で倒れていた居住者を発見した。居住者を抱きかかえて室外に搬送し、消防隊及び救急隊に引き継いだ。（青森県弘前市）
- 共同住宅に居住する高齢者（70代）が、味噌汁の入っていた鍋をガスこんろで加熱したまま寝てしまったため、鍋が空焚き状態となった。台所に設置されている住警器が作動し、隣室の居住者が火災だと気付いて119番通報した。（愛知県名古屋市中区）
- 居住者の女性（80代）が、1階台所ガスこんろのグリルで昼食用の魚を焼いている途中、買い物のためそのまま外出した。その後、過熱により発生した煙を、2階廊下に設置されている住警器が感知し、警報音を発した。この警報音に2階で寝ていた男性（20代）が気付いて1階に降りたところ、室内に煙が充満しているのを発見し119番通報・避難した。到着した消防隊がこんろの火を止め、魚焼き器内の魚が焼け焦げただけで、大事には至らなかった。（北海道札幌市）





2 住警器の悪質訪問販売の事例

住警器の悪質訪問販売事例の報告は、平成18年中の59件に対して平成19年中は39件となっており、減少しているものの、依然として全国的に被害が発生しており注意が必要です。

ここでは、平成19年中に報告されたもののうち、被害額が高額だったもの（クーリングオフ等により対応しなければ被害額が高額だったものを含む。）をご紹介します。

【設置義務付けの法令違反を騙る手口に注意！】

- 高齢者世帯の女性に、「電話を無料で提供する」との勧誘があり応じたところ、業者は、オプションとして、住警器のついた電話購入の契約をさせた（クレジット83回払い 総額470,542円）。販売手口は、住警器の設置が法令で義務付けられ、設置しないと法令違反であると強い口調で契約させたもの。その後、市民相談窓口にて相談があり、クーリングオフにより解約した。（滋賀県草津市）
- 高砂市家屋調査士の後藤と名乗る男性2人組が、「高砂市・加古川市では、火災警報器の設置が義務付けられている、近所でも取り付けている。私は市役所から依

頼されて来ました。」と言ったので、取り付けを依頼し、代金を引き出しに農協へ行き、帰宅すると台所と階段に配線を取り付けており、341,250円を支払ったもの。

なお、住警器は2個設置されていたが、配線は偽装で通電していなかった。（兵庫県高砂市）

【役所や消防・農協等を騙る手口に注意！】

- 「農協からガスの点検に来ました。」と言って、男性2人が来て、1人が台所にあがり「ガスは大丈夫ですが、住宅用火災警報器が必要です。」と言った。もう一人も台所に上がり、台所の壁に住警器を1個設置し、29,000円を請求され支払った。（石川県鳳珠郡）

【強引に部屋に押し入る手口に注意！】

- セキュリティシステム機器の訪問販売員という若い男性が来て、ドアを開けるといきなり部屋に上がってきて室内を見回し、住警器等の説明をし、訳のわからないうちにクレジットによる購入契約をしてしまった。同じ団地の町内会役員の方から「金額も高く不自然」と言われ、町内会役員の女性と消費生活センターに相談に行った。クーリングオフ適用の期間内であったため、消費生活センターからの指導により、文書による契約解除の手続きを取った。クレジット金額は482,400円。（福岡県北九州市）

住警器の悪質訪問販売にご注意を!!

住警器の悪質訪問販売被害が多数報告されています。

【よくある手口】

- ・「もう義務化されています。」と嘘をついてあおる
- ・「消防署(または市役所)から来ました。」と嘘をついてだます
- ・強引に部屋に押し入って点検のフリをして売りつける 等

- 悪質訪問販売は、広い地域で発生しています。
- 多発地域やその近隣では、特に注意が必要です。
- 表面化していないケースも考えられるほか、今後、既存住宅での設置義務化が進んでいくので、これまでに発生例がない地域でもご注意ください。お願いします。



住警器悪質訪問販売等の発生地分布

※H17.6～19.12までに総務省消防庁に消防機関から報告があった事案の発生地点を示している。

※被害は無かったが不審な訪問があった事案を含む。

消防活動支援性能のあり方検討会報告書(平成19年度)について ～加圧防排煙設備に係る消防活動支援性能評価手法について～

予防課

1. 背景

消防法の性能規定化に関しては、消防庁において平成11年より継続的に検討が行われてきました。その中で、加圧防排煙設備は、煙や熱に対して消防活動を支援するものとして、平成17年度より消防用設備等の消防活動支援性能のあり方に関する検討の一環として、必要な事項の調査検討が行われてきました。

このたび、消防活動支援性能のあり方検討会報告書(平成19年度)を取りまとめましたので、その内容を紹介します。

2. 報告書の概要について

加圧防排煙設備は、火災室における排煙機能と、特別避難階段の附室等の場所に配置した消防活動拠点を中心に構成要素とし、火災の進展状況に応じて下表の基本性能を確保することとしています。

排煙機能については、小規模火災段階において、火災室の煙や熱を消防活動上支障とならないよう制御する性能を確保するとともに、中規模火災段階においても、自

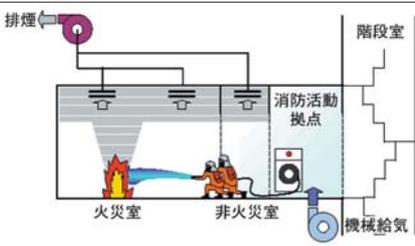
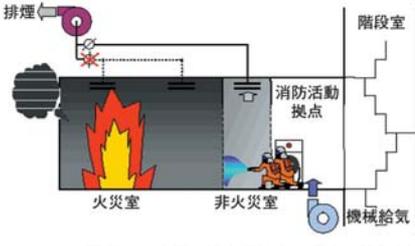
然排煙口や煙突、排煙風道に常時閉鎖(起動時のみ開放)のモーターダンパー等を設置し、煙の排出経路を確保することとしています。

消防活動拠点については、水平距離50mで防火対象物の各部分を包含するように配置し、当該拠点に給気し加圧することにより拠点の遮煙性能を確保するとともに、火災階での消防活動が行われている間、拠点内に消防隊員が滞在し続けられるように温熱環境を維持(拠点の室内温度上昇 $<10^{\circ}\text{C}$ 、拠点内側の壁・扉の表面温度上昇 $<100^{\circ}\text{C}$)することとしています。また、給気された拠点から火災室内に空気が流入することにより、火災室内の圧力が上昇し、他の防火区画へ煙が流出することがないように火災室の避圧措置を講じることとしています。

基本性能を実現するための、これらの手段及び評価手法については「加圧防排煙設備に係る消防活動支援性能評価手法」として報告書中に示しています。

3. 今後の予定

本検討会で取りまとめた内容を踏まえ、加圧防排煙設備

| 煙や熱に対する消防活動支援の基本性能 | 加圧防排煙設備に関する定性性能レベル |
|---|---|
| <p>小規模火災(火源周辺の可燃物が燃焼) →火災室内で消防活動を実施できること</p>  | <p>【火災室の性能】 自動消火設備(スプリンクラー設備等)が作動し、火勢が抑制されている状態において、煙や熱を消防活動上支障とならないよう制御すること</p> |
| <p>中規模火災(火災室の盛期火災) →火災階で消防活動を実施できること</p>  <p>ダンパー閉鎖時にも煙の排出経路を確保する設計例</p> | <p>【火災階の性能】 万一、不測の事態が重なって、自動消火設備により火勢が抑制されない事態となった場合においても、火災階において消防活動が行われている間は、煙の排出経路を確保すること</p> <p>【消防活動拠点の性能】 火災階で消防活動が行われている間、その拠点となる特別避難階段の附室等を、煙や熱から防除すること</p> |

備を現行法令上の排煙設備に代えて設置できるものとして、消防法施行令第29条の4に基づく客観的検証法(いわゆるルートB)を定める予定です。

これに当たり、規制改革要望としてあげられている「避難階段附室と非常用エレベーターロビーを兼用」することへの対応のため、並行して検討が行われている建築基準法令との整合性を確保することとしています。

また、加圧防排煙設備の適切な設置・維持を支援するため、設計・施工や点検に携わる技術者の養成、利用者への普及啓発、防火管理上の対応確保、消防機関への技術支援等についても取り組み、円滑な普及促進を図る予定です。

現場指揮者の養成に関する調査検討会報告書の概要

消防・救急課

1. 経緯

平成17年6月に従来の「消防力の基準」が「消防力の整備指針」として改正され、指揮車の設置及び指揮車に搭乗する隊員の整備基準等が明確に定められました。また、同年度に開催された「指揮隊の災害現場における指揮活動等に関する検討会」の報告書において指揮隊のあり方が提言されたことから、全国の消防本部で、指揮隊の設置が進んできました。しかしながら、指揮車に搭乗する現場指揮者の養成は十分に行われていないのが現状であり、これを受けて消防庁では今年度、「現場指揮者の養成に関する調査検討会」を開催して、養成の方策などについて検討しました。

このたび、その報告書が取りまとめられましたので、その概要について紹介します。なお、報告書は消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載していますので、ご覧ください。

2. アンケートの実施結果

本検討会に関連して指揮隊の指揮体制・活動や教育の実施状況に関する事項についてアンケートを実施し、「指揮隊の災害現場における指揮活動等に関する検討会」(平成18年3月)で報告されたアンケート結果と比較したところ、指揮隊を設置済の消防本部が全体の50.9%を占めるなど設置が進んでいることがわかりました(別表参照)。また、階級要件等についても消防力の整備指針に沿って整備が進められていることが見受けられました。しかし、設置や専任化が進む中、現場指揮者の教育への取組が十分に行われていない現状も浮かび上がってきました。

特に、その理由として、教育に関するノウハウがないことを挙げる消防本部が多く、その他の理由の中に

も、自己研鑽などを挙げ、現場指揮者の養成に実質の取組を行っていない消防本部も少なからず見られました。

3. 安全管理

現場指揮者の任務の中でも、「安全管理」は大きなウエイトを占めています。しかしながら、現場指揮者への安全管理教育を充実させることだけでは安全管理を徹底することは困難であるため、(小)隊長を始め、全隊員が安全管理の基本を理解し、同一の認識をもって災害活動の任務を遂行していくことが必要です。

安全管理の考え方を、基本に立ち返って考える必要があるとの観点から、最近の災害現場における主な職員死亡事案を示した上で、危険防止に関するハイリッヒの法則を取り上げ、多くの事故を伴わないヒヤリハット事例を収集・分析し、潜在的な危険性を啓発することが、重大な事故や災害を未然に防ぐことができる有効な手段であるとしています。

これらの取組は、「安全管理の基本は、自己防衛である。自己の安全は自己が確保する。」との考え方の上に生かされていくと述べています。

なお、消防庁では全国の消防本部のヒヤリハット事例を収集整理し、消防庁ホームページの「消防ヒヤリハットデータベース」(<http://www.shoubou-hiyarihatto.soumu.go.jp>)で公開し、情報共有に寄与しています。

別表 指揮隊の設置状況

| | 設置済 | | 検討中 | | 未設置(未回答含む) | |
|---------------------|--------------|------------------|--------------|----------------|------------------|------------------|
| | 数 | 割合 | 数 | 割合 | 数 | 割合 |
| 本部指揮隊等 (1本部1署含む) | 195 (163) | 24.2% (19.7%) | 54 (44) | 6.7% (5.3%) | 558 (622) | 69.1% (75.0%) |
| 署指揮隊 | 294 (274) | 36.4% (33.0%) | 61 (62) | 7.6% (7.5%) | 452 (493) | 56.0% (59.5%) |
| 設置済の 消防本部 | 411 (369) | 50.9% (44.5%) | 未設置の 消防本部 | 396 (433) | 49.1% (52.2%) | |

※ 上段は今回実施したアンケート結果の数値を示したものを。

※ 下段(カッコ内)の数値は、「指揮隊の災害現場における指揮活動等に関する検討会」(平成18年3月)報告書のアンケート結果に示されたものを。



消防大学校における指揮隊訓練紹介DVD

4. 教育機関における養成の現状

消防大学校と各都道府県等の消防学校で実施されている現場指揮者の養成に係る現状を、実施機関や受入状況、カリキュラム等を示して紹介しています。

また、それぞれの教育機関等で実施されている現場指揮者や指揮隊の教育に使用されている資料をできる限り掲載し、具体的に教育内容がイメージできるようにしました。

消防大学校では、警防科で指揮隊訓練に特化した教育が実施されており、学生が訓練を開始する際に、支援教官等により訓練の展示が行われます。この展示訓練の様子を映像で紹介したDVDを作成し、本報告書に添付しています。本DVDに収録した展示訓練は、毎期、見直されている消防大学校での訓練要領の中から、1回分を収録しました。本DVDは消防大学校での訓練を紹介することを目的としていますが、指揮隊の動きをイメージするために役立つと考えています。さらに、本DVDには、指揮隊訓練で使用されている付与カード等を添付しており、より身近に訓練内容を理解することが出来るよう配慮しています。

5. 現場指揮者の養成に関する有効な方策

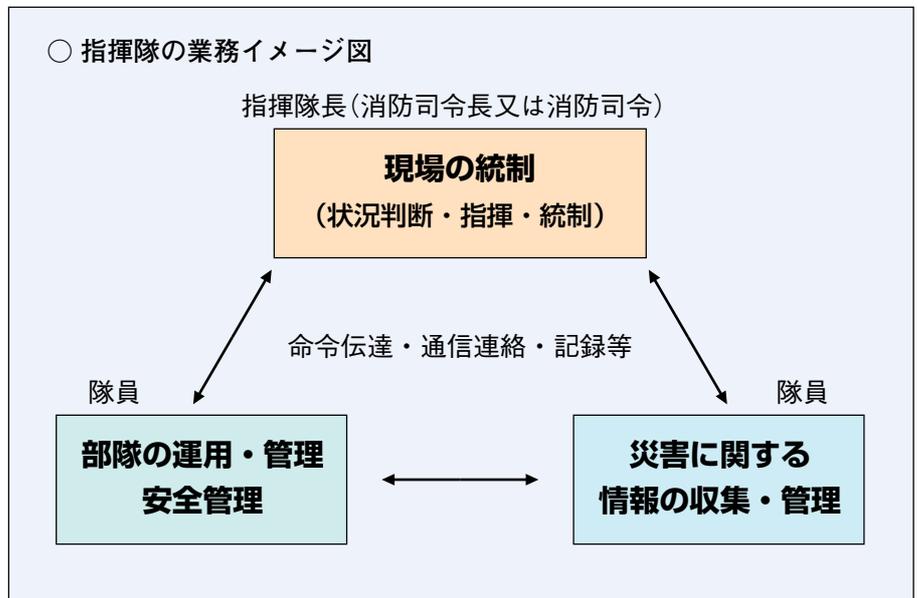
現場指揮者となる者は、昇任や異動等により、すぐに災害現場において指揮活動等に当たることが要求されます。本検討会では、全国の消防本部における現場指揮者の養成に関して取り得る方策について例示するとともに、それぞれのメリットとデメリットを分析し

ました。結論として、各消防本部が独自に、そして適宜、教育実施者を確保し、現場指揮者の養成が行える体制を構築することが必要であると提言しています。

また、今後の方向性として次の3点を掲げています。

- ① 各消防本部は消防力の整備指針に基づいた指揮隊の設置を急ぐとともに、指揮隊員の指揮及び安全管理能力の養成を急ぐ必要がある。
- ② 隊員一人ひとりが、安全管理の基本は自己防衛であり、危機管理能力の養成と現場指揮者への報告の重要性を教育する必要がある。
- ③ 現場指揮者の指揮業務等を精査する体制を設備していくことが必要である。

消防庁では、本検討会報告書が十分に活用され、指揮活動等が実施されることで、安全管理が徹底され、効率のよい現場活動が行われることを期待しています。



図上型防災訓練マニュアルの作成に関する調査研究について

応急対策室

1. はじめに

我が国は世界有数の災害発生国ですが、組織や個人レベルでは大規模な災害には極めてまれにしか直面せず、実際に災害を経験する機会が少ないため、実際の災害に近い疑似体験ができる実践的な図上型訓練を行うことは、地方公共団体の災害対策本部の対応能力向上を図るための一つの有効な手段です。

災害対応に求められるイマジネーション能力や状況理解能力、判断行動能力等を養うための手法として、状況付与型・状況予測型等の図上型訓練が開発され、防災機関において実際に研修、訓練の一環として取り入れられる機会が年々増加しています。

しかし、現状においては、より実践的・効果的で、かつ、取り組みやすい手法の開発・普及を一層推進する必要があります。

本調査研究は、このような背景のもと、図上型訓練の種類と特徴、都道府県及び市町村における地震を対象とした図上型訓練の実施状況と課題、図上型訓練の実施要領のあり方について検討し、地方公共団体における図上型訓練の実施促進に資することを目的としています。

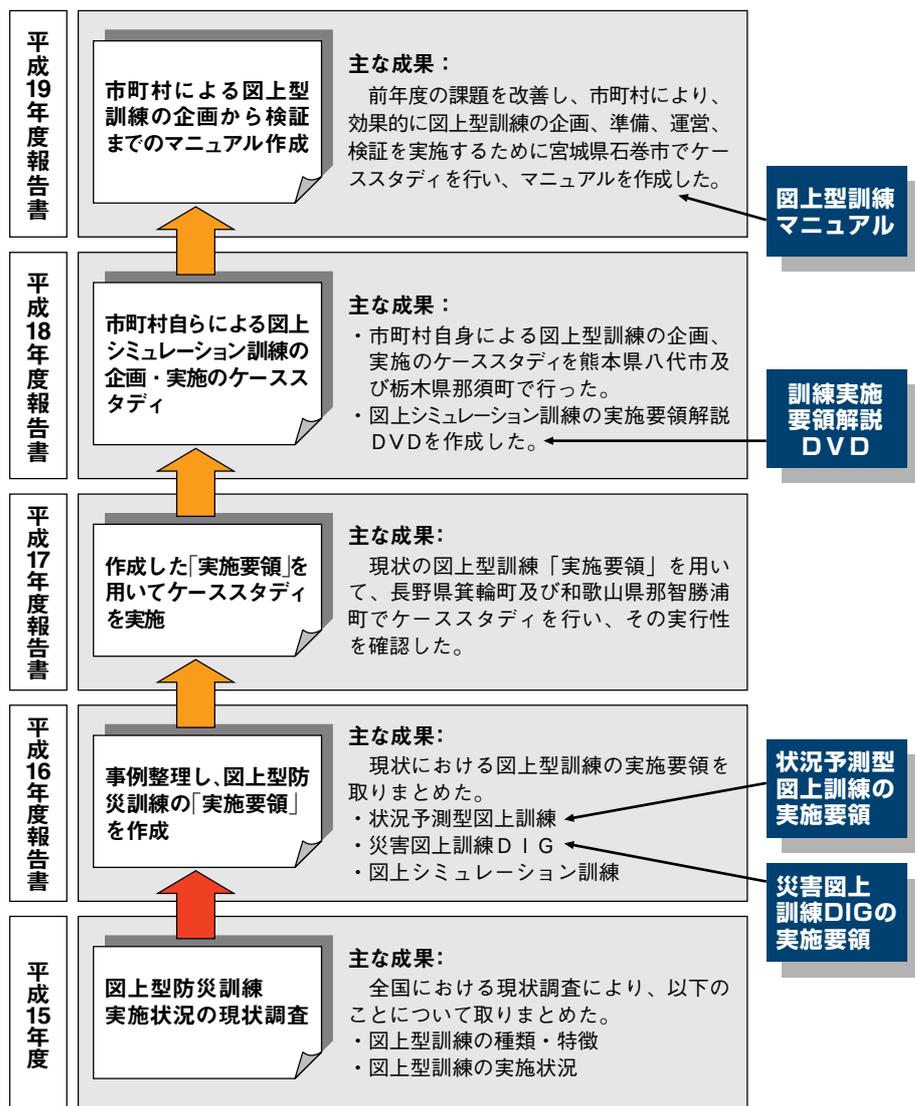
なお、これまでの検討経緯は、右図のとおりです。

2. 平成19年度の取組

平成16年度から継続して続けてきた「地震防災訓練(図上型訓練)実施要領作成研究会」(平成17年度からは、「図上型防災訓練マニュアル研究会」)では、全国の地方公共団体における図上型訓練の実態調査を行ってきました。あわせて、「図上型訓練の実施要領モデル」作成のため、図上シミュレーション

訓練(ロールプレイング方式の図上訓練)、災害図上訓練D I G(災害想像力ゲーム)及び状況予測型図上訓練(イメージトレーニング方式の図上訓練)について、市町村における様々な状況を想定した訓練の実施によるケーススタディを通じて整理し、各年度、その研究成果を報告してきました。

平成19年度は、一連の研究の最終年度として、これまでの研究成果を踏まえ、宮城県石巻市をモデルとし、防災担当職員による図上シミュレーション訓練の企画及び実施を通じて、それに係る手法の改善を図るとともに、



さらに実践的、かつ、効果的な図上シミュレーション訓練を実施できるマニュアルの作成を目的として、調査研究を行いました。

平成19年度マニュアルの特徴

(1) 3種類の図上型訓練のノウハウを掲載

- ア 図上シミュレーション訓練
- イ 災害図上訓練D I G
- ウ 状況予測型図上訓練

※ 平成19年度の報告書は、3種類の図上型防災訓練を地方公共団体が自ら企画し、実施するためのマニュアルとして、平成16年度から平成18年度までに作成した「地方公共団体の地震防災訓練(図上型訓練)実施要領モデルの作成に関する調査研究報告書」を総括したもので、必要に応じて各年度の報告書を索引し、該当ページを示すこととしました。

(2) 図上シミュレーション訓練のシナリオ作成、評価・検証を重視した内容

シナリオ作成、評価・検証を重視したマニュアルを作成するため、宮城県石巻市をモデルとしてケーススタディを実施しました。

ア. 事前災害イメージトレーニングの実施

図上シミュレーション訓練のシナリオ作成に向けて、現地で災害イメージトレーニング(災害図上訓練D I G)を実施するなどして、状況を十分に認識することを試みました。

イ. 評価・検証の仕組み作り

訓練の評価・検証につながる「状況付与」を訓練シナリオに組み込んでいく仕組みを検討し、試しました。例えば、プレイヤーに災害イメージを湧かせるような仕掛け、各部署の「情報共有」ができるかどうかを検証するような仕掛け等について、検討を行いました。

(3) マニュアルの電子媒体化

前記(1)及び(2)の検討結果を報告書に取り

まとめ、CD-ROMで電子媒体化し、全国の地方公共団体へ配布することとしました。

3. おわりに

東海地震、東南海・南海地震及び宮城県沖地震など海溝型の大規模な地震はいつ起きてもおかしくない状況にあり、また、都市化や高齢化等の社会現象の進行により災害は一段と複雑化・多様化の様相を呈している中、全国各地で防災訓練が行われていますが、実技・実働訓練に比重が置かれたものが多く、対応機関のマネジメントに係わるものはまだまだ少ないのが現状です。

大規模な災害においては、各行政機関だけでなく民間の事業所や住民も含めた総括的な連携が必要であり、各地に潜在化する防災資源を有機的に活用しなければ実効性は上がりません。

図上型訓練を通じて大規模災害を体験することは、自治体の防災力を高める上で大変有効であり、今後も、地震等を対象とした図上型防災訓練を推進していくこととしています。

近年は、梅雨前線や台風による大規模な風水害も多発しており、今後は風水害や様々な複合的な災害をも視野に入れた訓練も必要であると考えています。

宮城県石巻市におけるケーススタディの実施(平成20年1月18日)



岡山淳国民保護・防災部長のあいさつ



図上シミュレーション訓練の全景



災害対策本部会議の状況



土井喜美夫石巻市長による記者会見の様子

平成19年度消防防災機器の開発等及び 消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰

消防研究センター

平成19年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰式が、去る2月13日(水)にスクワール麴町(千代田区麴町)において挙行されました。

本表彰制度は、消防防災機器の優れた開発・改良を行った方及び消防防災科学に関する優れた論文を著した方を消防庁長官が表彰することにより、消防科学・技術の高度化と消防防災活動の活性化に資することを目的として、平成9年度から実施されているもので、今回で11回目となります。

平成19年度も、全国の消防機関、消防機器メーカー等から総計69編(機器の開発・改良50編、科学論文19編)の応募があり、選考委員会(委員長 亀井浅道 横浜国立大学教授)による厳正な審査の結果、12の受賞作品(優秀賞:10編、奨励賞:2編)が決定されました。

今回は消防職団員の方々から、創意工夫された作品が数多く寄せられました。優秀賞を受賞したのは、吸管が届かない水利に一人で簡単に素早く吸管を延長できる「吸管延長器具の開発について」、背負い式手動ポンプを背負ったまま給水可能な「背負い式手動ポンプの給水器具(マルチ給放水アタッチメント)の開発について」、専用の搬送器具を用いた搬送が困難な状況下でも即座に対応、

搬送できる風呂敷のように変幻自在に形を変える「サバイバーネットの開発」及び救助活動を効果的に行うためのロープ「結束器の改良」等です。奨励賞を受賞したのは消防ホースの巻き取り作業を効率的に行える「省力型消防ホース巻取機の開発」等です。

なお、作品の詳細は、消防研究センターホームページ(<http://www.fri.go.jp>)及び消防庁ホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)に掲載します。

また、平成20年度の作品募集は、平成20年6月から開始する予定です。



荒木慶司消防庁長官から表彰を受ける受賞者



表彰者一同の記念撮影



吸管延長器具（優秀賞）



省力型消防ホース巻取機（奨励賞）

平成19年度消防防災機器の開発等及び消防防災科学論文に関する消防庁長官表彰作品

| | |
|----------------------------------|--|
| 優 秀 賞 （ 10 編 ） | <p>○消防吏員・消防団員等による消防防災機器の開発の部（4編）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 吸管延長器具の開発について 森 誠、村本満昭、江草恒志（備北地区消防組合三次消防署） ・ 背負い式手動ポンプの給水器具（マルチ給放水アタッチメント）の開発について 若林孝紀（備北地区消防組合三次消防署） ・ サバイバーネットの開発 奥迫正康、刈山賢一（呉市消防局西消防署） ・ 結束器の改良 山田 誠（福岡市消防局） |
| | <p>○消防吏員・消防団員等による消防防災科学論文の部（3編）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ゲーム感覚を取り入れたタウンウォッチングについて 杜若一郎、細見嘉孝、松本政治、中村達也、岩本達也、塩崎嘉津也（京都市消防局右京消防署） ・ より迅速かつ的確な放水活動を行うための『トレーニングシートの作成』について 井上博之（京都市消防局西京消防署） ・ 消防指令管制システム停止時における緊急対応システムの開発 矢野宏則（福岡市消防局） |
| | <p>○一般による消防防災機器の開発の部（2編）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自己完結型バイオリサイクルトイレ『オーガニックビュー』の開発 高嶋康豪（㈱地球環境秀美） ・ 減圧装置内蔵型消火栓開閉弁の開発 奥田忠裕（㈱北浦製作所） |
| | <p>○一般による消防防災科学論文の部（1編）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地下鉄駅の類型化に基づく避難行動シミュレーション 松田泰治、後藤辰徳、有岡自然（熊本大学大学院） |
| 奨 励 賞 （ 2 編 ） | <ul style="list-style-type: none"> ・ 省力型消防ホース巻取機の開発 徳永匡是（日置市東市来方面湯田分団） |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 匂いセンサ搭載火災検知ロボットの開発 都甲 潔、林 健司（九州大学大学院） 南戸秀仁、竹井義法（金沢工業大学大学院） 大藪多可志（金沢星陵大学大学院） 吉栄康城（新コスモス電機㈱） 岩崎幸代（㈱テムザック） 李 丞祐（北九州市立大学） 山本敏明（北九州市消防局） |

自主防災組織と安心・安全なまちづくりシンポジウムの開催 ～地域安心安全ステーションの取組から～

防災課

生活意識や生活様式の変化などにより、かつての共同体的な連帯が失われ、町内会等の地域コミュニティが衰退してきている一方、大規模災害に対しては自助・共助といった住民自身・住民相互の防災活動体制をいかに整えるかが課題となっており、自主防災組織の果たす役割はますます大きなものとなっています。

そうした中で、地域の安心・安全の確保という観点から、自主防災組織を核に地域の関係団体が連携して活動を行う「地域安心安全ステーション」の取組が進められています。

今回のシンポジウムは、去る2月20日(水)に大阪YMCAホールで開催されました。はじめに、新潟県川口町の前町長である星野和久氏に新潟県中越地震での自主防災組織の活動等について基調講演をしていただき、続いて札幌市澄川地区連合会会長の石昇司氏に地域安心安全ステーションの実践事例に関するお話しをしていただきました。

そして、今後の地域安心安全ステーションのあり方について、室崎益輝消防研究センター所長をコーディネーターとしてパネルディスカッションを行いました。

参加者は、コーディネーターとパネリストの熱のこもった討論に熱心に聞き入っていました。

〈シンポジウム概要〉

(敬称略)

・主催者のあいさつ

岡山 淳 (消防庁国民保護・防災部長)

・講演

星野 和久 (前新潟県川口町長)

「新潟県中越地震における自主防災組織の活動と課題について」

・地域安心安全ステーション実践事例

大石 昇司 (札幌市澄川地区連合会会長)

「育て、束ね、そして繋ぐ」

・パネルディスカッション

「連携による安心・安全なまちづくり

～地域安心安全ステーションの実践～」

コーディネーター

室崎 益輝 (消防研究センター所長)

パネリスト

中嶋 重雄 (京都市柏野安心安全まちづくり推進協議会会長)

大西 賞典 (加古川グリーンシティ防災会会長)

菅磨 志保 (大阪大学コミュニケーションデザイン・

センター特任講師)

金谷 裕弘 (消防庁国民保護・防災部防災課長)



岡山淳国民保護・防災部長のあいさつ



パネルディスカッション

平成20年度全国統一防火標語の決定

予防課

平成20年度全国統一防火標語（入選作品）

『火のしまつ 君がしなくて 誰がする』

（滋賀県 仲川 莉絵さん）

消防庁では、広く防火意識の高揚を図ることを目的に、社団法人日本損害保険協会との共催で、平成20年度全国統一防火標語の募集を行いました。全国から5万9,265点にのぼる応募が寄せられ、入選作品1点、佳作作品5点が決定しました。

〈佳作〉

- ・燃え上がる 愛はOK 火はNG
（愛知県 伊藤 真弓さん）
- ・しあわせと 笑顔を守る 火の用心
（東京都 稲岡 俊一さん）
- ・大丈夫、ほんとに消した？ちゃんと見た？
（三重県 奥出 眞希さん）
- ・「火に注意」母のメールが届く夜
（神奈川県 森田 喜一さん）
- ・消した火を もう一度見る ゆとり持ち
（北海道 五十嵐 勝さん）

消防庁では、この入選作品を平成20年度の全国統一防火標語として、火災予防運動を推進する防火ポスターやパンフレット等で活用し、広く防火意識の普及啓発を推進することとしています。



2008年度全国統一防火標語・防火ポスター

平成20年度危険物安全週間推進標語の決定

危険物保安室

平成20年度危険物安全週間推進標語

『安全へ確かなスマッシュ保守点検』

（奈良県奈良市 水谷 あづささん）

消防庁では、危険物を貯蔵し取り扱う関係事業所を始め、広く国民に危険物の保安の確保を呼びかけるため、毎年6月の第2週を「危険物安全週間」（平成20年度は6月8日（日）から6月14日（土）までの7日間）とし、危険物の保安に対する意識の高揚及び啓発を全国的に推進しています。

この週間において、危険物災害の防止と危険物の貯蔵・取扱い等の安全を呼びかけることを目的とした平成20年度危険物安全週間推進標語を全国に募集したところ、7,830点にのぼる応募があり、「安全へ確かなスマッシュ保守点検」が平成20年度危険物安全週間推進標語に決定しました。

この標語は、バドミントン選手の小椋久美子さん、潮田玲子さんがモデルとなる危険物安全週間を推進するポスターに活用

するなど、様々な方法で周知を図り、危険物の保安に対する意識の高揚と啓発を推進していきます。

なおポスターには、「危険物災害をなくそう」というサブタイトルを付すこととしています。

過去10年間の危険物安全週間推進標語

| | |
|--------|---------------------|
| 平成19年度 | 危険物 目指せ無事故のMVP |
| 平成18年度 | 自主点検 欠かさぬあなたに グランプリ |
| 平成17年度 | 危険物 かさねる無事故の金メダル |
| 平成16年度 | 危険物 ゆるむ心の 帯しめて |
| 平成15年度 | 危険物 無事故の主役は あなたです |
| 平成14年度 | 危険物 小さな油断も イエローカード |
| 平成13年度 | 危険物 めざすゴールは 無災害 |
| 平成12年度 | 危険物 守りのかなめは 保守点検 |
| 平成11年度 | 危険物 一手先読む 確かな点検 |
| 平成10年度 | 安全は 日々の気持ちの 積み重ね |



緊急消防援助隊 情報

緊急消防援助隊府県隊の連携訓練について

応急対策室

平成19年度においては、17府県で緊急消防援助隊府県隊としての連携活動能力の向上を図るため、地域の実情に応じた独自の図上訓練、参集訓練、野営訓練、部隊運用訓練が実施されました。

今月号では、このうち、神奈川県で実施された「平成19年度神奈川県内緊急消防援助隊合同訓練」について、神奈川県からの寄稿により紹介します。

平成19年度神奈川県内緊急消防援助隊訓練について

神奈川県安全防災局災害消防課

平成19年度神奈川県内緊急消防援助隊訓練は、神奈川県に隣接する山梨県で大規模な災害が発生したことを想定し、代表消防機関である横浜市安全管理局の協力を得て、神奈川県相模原市において実施しました。

1. 訓練概要

神奈川県に隣接する山梨県で大規模な災害が発生したことを想定し、県内各消防機関が災害の覚知から出動の準備、消防庁長官の要請に基づく出動、集結場所への集結までの一連の訓練を実施するとともに、被災地での航空隊との連携を想定した訓練を実施しました。



集結場所での下命状況

2. 実施日

平成20年2月6日(水)



神奈川県隊の参集状況

3. 実施場所

神奈川県相模原市

「相模湖林間総合公園」

(相模原市相模湖町若柳1432-2)

4. 参加機関

神奈川県、神奈川県内26消防本部 計30隊(内訳：県指揮隊1隊、消火部隊25隊、救助部隊2隊、ヘリコプター1機、その他の部隊1隊)

参加人員140人



航空部隊との連携訓練



地上誘導訓練

5. 主な訓練内容

(1) 情報受伝達訓練

神奈川県応援等実施計画に基づく情報受伝達の検証を行いました。

具体的には、発災情報の発信から出動可能隊数報告の求めの発信、出動可能隊数報告の受信、応援出動の求めの発信までの一連の情報受伝達をファクシミリを用いて実施するとともに、県内消防本部間では同じ内容を消防救急無線の県内共通波を活用して、音声により受伝達しました。

(2) 集結訓練

各消防本部の部隊が、集結場所への進入経路の検討及び確認を行いました。

今回の訓練会場は、新たな集結場所に指定することを検討してきた場所ですが、大きな混乱もなく計画どおり集結訓練を実施することができ、集結場所としての妥当性を検証することができました。

(3) 航空部隊との連携訓練

ヘリコプターを配備していない消防本部の職員によるヘリコプターの地上誘導方法やポンプ隊によるヘリコプターの消火タンクへの給水方法の検証を行いました。

神奈川県では、ヘリコプターの地上誘導方法について、消防学校で行う専科教育の授業の一環で習得することができますが、ヘリコプターを配備していない消防本部の職員は、訓練経験を積む機会が少ないため、今回実施した訓練は有意義であったと考えます。

6. おわりに

神奈川県では毎年2月に、この訓練を実施しており、平成18年度の訓練では、集結訓練及び遠距離大量放水訓練を検証しました。

平成19年度の訓練では、円滑な集結と航空隊との連携をメインテーマに実施しました。当日は、午後から雪が降り出したため、予定していた2機のヘリコプターのうち1機がフライトできなくなりましたが、1機のヘリコプターで対応し、予定どおり合計8回の給水訓練を行い、検証することができました。

今後も、集結訓練にとどまることなく、神奈川県内の集結部隊を他都道府県緊急消防援助隊と見立てた受援訓練等を実施するなど、より実践的な訓練が行えるよう代表消防機関を始め各消防本部と訓練内容の検討を行い、神奈川県隊としての連携強化に向け、創意工夫を図っていきたいと考えております。



空中消火訓練



IBARAKI

水と緑を育み、美と文化を創る 生き生きリビングタウンとりで

取手市は、人口11万1,262人、総面積69.96km²で茨城県の最南端にあり、JR常磐線と国道6号線が東西に平行して走る県南部の玄関口です。また、都心から40km、東京、成田、つくばを結ぶ三角形のほぼ中央に位置する利便性の高さに加えて、日本一の流域面積を誇る利根川とその支流小貝川に囲まれた、豊かな水と緑に恵まれた地域です。

古く江戸時代には、江戸から下総、常陸の国を結ぶ水戸街道の宿場町として、また、利根川を利用した水運の中継地として、水陸交通の要衝として栄え、現在も多くの史跡、文化財が残っています。特に、「一筆啓上火の用心 お仙泣かすな馬肥せ」という日本一短い手紙で有名な本多作左衛門重次の終焉の地であり、その墓は茨城県の指定文化財となっています。このことから全国の本多作左衛門重次とゆかりの深い土地を管轄する6消防本部で開催している「一筆啓上火の用心サミット」に参画し、火災予防の意気を発信すべく、交流を深めています。



取手市「本願寺」
本多作左衛門重次の菩提寺

消防体制と防災対策

取手市の消防体制は、1本部5署、183人の職員と38分団・女性消防団の合わせて590人の団員で組織され、取手市民の安心・安全を守り、「災害に強いまちづくり」を目指しています。

当市では平成18年を防災元年と定め、これを踏まえて、近年の大都市圏での直下型地震と山間部での地震を教訓として、昨年、取手市建設業協会と訓練指導や重機の貸



災害重機機動隊

出し等についての協議を重ね、消防職員の重機オペレーターを養成し、「災害重機機動隊」を発足しました。このチームは、災害時、重機によって建物の倒壊や道路閉鎖障害物等を

茨城県 取手市消防本部



茨城県 取手市消防本部
消防長 中村 治

排除し、救助隊や救急隊の人命救助活動を支援する役割を担います。地震災害を想定した訓練では災害派遣医療チーム(DMAT)との協力体制が不可欠なことから、市内の2つの医療機関との合同訓練を実施するなど、災害現場での人命救助に万全を期すための訓練を重ねています。あわせて、協会から災害派遣医療チーム(DMAT)借用する15台の重機にはGPSを取り付け、有事の際は災害現場に最も近い位置にある重機を選択し、迅速な対応を行うための対策をとっています。



災害派遣医療チーム(DMAT)

AEDの普及

平成17年度及び18年度には59台のAED(自動体外式除細動器)をリース契約し、市庁舎や小中学校などすべての公共施設57か所に設置しました。また、貸出し用として2台を保管し、各種イベント開催時などに市民へ提供しています。

消防署に設置したAEDは、管轄署の救急車が出場中のときに消防車両に積載して先行出場し、他署の救急車が到着するまでの間に対応しています。

さらに平成20年度には、ガイドライン2005を受けて新たに保育所など12か所に小児用電極パッドとともに設置を予定しています。

これらの設置場所を広報紙やホームページなどで市民に周知するとともに、「茨城県AED設置施設認証制度」に登録して、いざというときには施設の利用者のみでなく、その周辺で起きた事案にも対応できるよう呼びかけています。

また、ソフト面でも、市民への応急手当普及啓発とともに毎月市職員を対象とする応急手当講習会を開催しており、現在約60%の職員が修了しています。

今後も一人でも多くの方がAEDを使用できるよう、メンタル面のケアを含めて一層の応急手当普及啓発に努めます。

おわりに

最後に、市民が安心して暮らせる災害に強いまちづくりを目指して、「一筆啓上火の用心」の旗を掲げ、防火の普及啓発に職員一丸となって取り組んでまいります。

ロープレスキュー講習会を実施

杉戸町消防本部

杉戸町消防本部は、ロープレスキュー資機材の導入に伴い、技術レベルの向上を目的に約1か月間にわたる実技講習会を実施しました。講習会は、ナイロン三つ打ロープを使用した救助法とアメリカ方式による救助システムの相違点を学ぶことから始め、実技では、滑車を使用した倍力システムや、プルージックを活用したバックアップシステムなど、数項目の講習メニューと訓練を行いました。ロープレスキューの技術を習得したことにより、多種多様な救出方法を選択できるようになりました。



ロープレスキューの講習を受ける隊員

手作り広報で火災予防

大津市消防局

大津市消防局東消防署は去る2月26日、「ちびっこひろば2008」を開催しました。当日は、園児280人が参加して煙体験や地震体験を行ったほか、京都の教育関係の学生が、「子供達の火災予防のために」と提供してくれた人形を使った防火人形劇で火の恐ろしさを訴えました。また、消防職員が作成した防火パネルや防火パズルコーナーには興味津々で取り組んでいる園児の姿がありました。学生と消防職員の「防火の想い」を込めた作品は、今後もイベントで活用し、広く防火・防災を訴えていきます。



防火パネルから嬉しそうに顔を出す園児たち

消防通信

望

楼

ぼうろう

全世帯に「救急安心カード」を配布

総社市消防本部

総社市消防本部では去る1月18日、救急車を要請した際に必要となる傷病者の情報(氏名、生年月日、常用薬、掛かりつけ医、現病歴など)を事前に書き込む「救急安心カード」(A4判)を作成し、全世帯へ配布(2万3,650部)しました。このカードにより、現場に到着した救急隊員は、適切な判断や現場処置、医療機関の選択を迅速に行うことが可能となります。総社市消防本部では、「迅速な処置をするためにも、記入に協力してほしい」と呼び掛けています。



総社市民を守る「救急安心カード」

本土へ患者を運ぶ救急艇の運用を開始

竹原広域行政組合大崎上島消防署

竹原広域行政組合大崎上島消防署は、大崎上島町が導入した本土へ救急患者を輸送する救急艇「秋桜Ⅱ」の運航管理委託を受け、去る2月1日より運用を開始しました。救急艇「秋桜Ⅱ」(全長15.3m、幅4.3m)は、竹原港まで現在より5分短い約9分で運航でき、船内でも高度救命処置が行えるように、人工呼吸器やAED(自動体外式除細動器)等、高規格救急車と同じ設備を完備しています。高齢化が進む大崎上島の島民約9,200人の「安心・安全」を確保するため、今後の活躍が期待されています。



「秋桜Ⅱ」の救急設備

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。

ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】



地方公共団体の自主防災組織担当者に対する教育の推進

消防大学校では、消防組織法(昭和22年法律第226号)第52条第2項の規定に基づいて、地方公共団体の自主防災組織担当者に対する教育を推進しています。

平成19年度からは、従来から行っている4泊5日の日程で当校で実施する自主防災組織育成コースに加え、1日の日程で全国で実施する自主防災組織育成短期講習会を新たにスタートしました。

以下、その内容について紹介します。

自主防災組織育成コース(第3回)

去る2月18日から5日間、消防大学校において自主防災組織育成コース(第3回・受講生46人)が開講されました。

本コースは、都道府県及び市町村、消防本部等の自主防災教育担当者を対象としており、自主防災組織のリーダーを指導、育成するために必要な知識及び技術の修得を目的としています。

第3回目にあたる今回は、自主防災活動で成果を上げている団体の代表者による講義や課題研究の時間を増やすなど、実践に役立つ教育内容の充実を図りました。

全国から集まった46人は、防災行政の動向をはじめとした現状の把握から、住民指導に視点をおいた話し方や教育技法の講義、さらに、行政側、市民側それぞれの立場から見た自主防災組織の育成方策の会得や図上訓練(DIG手法)、災害シミュレーションによる技術の体得に取り組みました。また、課題研究では、共通の研究課題を持つ受講生を同じ班とし、短期間の研修期間ではあ



課題研究発表(役割演技法を用いた発表)

るものの、日夜討議を重ねることにより、今後、実践で活用できる成果が得られました。

研修を終えた受講生からは、「課題研究を進めていく中で、県、市町村、消防でのそれぞれの問題点の把握、解決策の協議検討を行えたことは、今後の業務に大いに生かせると実感した。」「講義は、地元に戻ってから実行しようと感じたものがほとんどであり、自主防災組織育成の効果的運用を図る上で活用が楽しみである。」との意見がありました。

今回の研修では、都道府県、市町村の行政職員と消防本部、消防学校の消防職員が講義、寮生活等全般を通じて相互理解を深めることができ、防災行政に携わる者同士としての絆も深めることができました。

今後は、研修で得た知識、技法の実践はもちろんのこと、「熱意のある指導者」としてのご活躍を期待しております。



図上訓練(DIG手法)

自主防災組織育成短期講習会

平成19年度から新たに、地方公共団体の職員による自主防災組織の指導・育成をより一層支援するため、自主防災組織の指導・育成業務に必要な基礎的知識及び能力の習得を目的とした実務講習会を開催することとしました。

平成19年度は、千葉県船橋市(11月14日)と広島県広島市(11月29日)の2か所において、それぞれ1日の日程で開催しました。両会場とも、午前中は金谷裕弘消防庁国民保護・防災部防災課長による「自主防災組織の目的・役割」、山口大学大学院の瀧本浩一准教授による「まちづくりと地域防災」の2つの講義を、午後は「図上訓練(D I G手法)」を行いました。

船橋会場では103人、広島会場では80人という非常に

多くの参加をいただき、受講者からは、「今後の活動方法のよい参考となりました」、「防災に取り組むための基本的事項が分かった」との意見がありました。

なお、平成20年度は、9月から11月にかけて、関東地区、近畿地区及び九州地区の3か所で、それぞれ1日の日程で開催する予定です。

※自主防災組織教育指導者用教本

消防大学校で作成し、左記育成コースや短期講習会で使用している自主防災組織教育指導者用教本は、消防庁のホームページ(<http://www.fdma.go.jp>)からダウンロードすることができます。



瀧本准教授による講義「まちづくりと地域防災」



図上訓練(D I G手法)

消防大学校成績優秀者(学生番号順)

| 科 名 (期) | 氏 名 | 所属消防本部(都道府県) |
|-----------------------------|-------|------------------------|
| 幹部科(第9期) 1月22日～3月7日 55人 | 荒井 則貴 | 札幌市消防局(北海道) |
| | 金今 孝之 | 一関市消防本部(岩手県) |
| | 関口 義行 | 栃木地区広域行政事務組合消防本部(栃木県) |
| | 金田 英男 | 敦賀美方消防組合消防本部(福井県) |
| | 相曾 太 | 浜松市消防本部(静岡県) |
| | 山本 浩人 | 湖西市・新居町広域施設組合消防本部(静岡県) |
| | 辻本 哲彦 | 高松市消防局(香川県) |
| 予防科(第83期) 1月15日～3月7日 56人 | 飯島 俊伸 | 太田市消防本部(群馬県) |
| | 越 貴之 | 須崎市消防本部(長野県) |
| | 伴 義重 | 湖南広域行政組合消防本部(滋賀県) |
| | 鎌倉ルリ子 | 大阪市消防局(大阪府) |
| | 山中 徹 | 東大阪市消防局(大阪府) |
| | 北 嘉文 | 奈良県消防学校(奈良県) |

住民に対する応急手当の普及啓発

救急企画室

急病や事故などで心肺機能停止になった人を救うには、救急車が到着するまでの間に、そばに居合わせた人（「バイスタンダー」といいます。）が速やかに心肺蘇生の応急手当を行う必要があります。

○実際に行われた応急手当

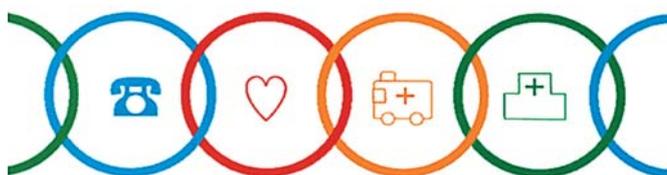
昨年2月の東京マラソン、4月の大阪府岸和田市での野球大会、11月の神奈川県での横浜マラソンなど各種スポーツ大会において、出場選手が倒れ心肺機能停止状態になったとき、備え付けてあったAED（自動体外式除細動器）をバイスタンダーが使って心肺蘇生を行い、一命が救われる出来事が新聞などで報道されました。

このような事例を含め平成18年中に、一般市民が心肺機能停止で倒れた人を目撃し、AEDを使った（除細動をした）件数が140件あり、そのうち病院に運ばれ1か月後に生存していた事例は、実に45件（32.1%）もありました。

○バイスタンダーは「救命のリレー」のファーストランナー

バイスタンダーによる①「119番通報」と②「応急手当」、救急救命士等による③「高度な救急処置」、医師による④「高度な救命医療」をうまくつなげて命を助ける一連の流れを「救命のリレー」といい、そのうちのどれか一つが欠けても命を救うチャンスは少なくなります。バイスタンダーは「救命のリレー」の4つの要素のうち、最初の「119番通報」と「応急手当」を担い、「救命のリレー」のファーストランナーとして重要な役割を果たします。

救命のリレー



119番通報 → 応急手当 → 高度な救急処置 → 高度な救命医療

バイスタンダーの役割

○応急手当講習の種類

このように、周りの人が急病等で倒れるなどの現場に遭遇した際、ためらうことなく応急手当が行えるよう、全国の消防機関では、応急手当の知識と技術を学ぶための講習を行っています。

■普通救命講習■

心肺蘇生法（成人）、大出血時の止血法、対象者によっては、小児、乳児、新生児に対する心肺蘇生法を加える。

■上級救命講習■

心肺蘇生法（成人、小児、乳児、新生児）、大出血時の止血法、傷病者管理法、外傷の手当、搬送法。

講習内容は、実習が主体であり、心肺蘇生法及び大出血時の止血法を、救急車が現場に到着するのに要する時間（平成18年中の全国平均6.6分）までの間に実施することと、AEDについて理解し、正しく使用できることなどを目標としています。

○実施状況

全国の消防機関が実施した平成18年中の普通救命講習は7万2,809回開催、138万8,212人が受講、同じく上級救命講習は3,853回開催、7万8,922人が受講と、受講者数は4年連続100万人を突破しました。



普通救命講習

（写真提供：平塚市消防本部）

応急手当講習の受講については最寄りの消防本部（署）にお問い合わせください。

あなたの勇気が救命につながります。

風水害に対する備え

防災課

我が国は、周囲を海に囲まれ、国土の多くを山が占めているという地理的条件に、梅雨や台風といった気象条件などが加わって、風水害に対して極めて厳しい環境の下にあります。

風水害の代表的な例としては、洪水、高潮、土砂崩れなどが挙げられますが、ひとつの特徴として、地震災害などと異なり、前もって情報を得ることにより、ある程度災害の発生を予測することが可能といえます。

しかし、近年では、予測が難しく局所的な突風を伴う竜巻による被害も発生しています。

こうした風水害による被害を最小限にとどめるためには、あらかじめ窓や雨戸の補強をする、非常用品を揃えておく、避難場所を確認しておくほか、常に台風や大雨に関する情報を確認することなどが大切です。

風水害の発生が予測される場合には、早めに安全な場所へ避難するようにしましょう。最近では、各自治体が洪水、土砂崩れなどに備えて、災害による危険範囲、避難場所や避難方法その他関連情報を盛り込んだ地図（ハザードマップ）を作成し、住民に配布している例が増えていきます。

また、大規模な災害時には、防災関係機関のみでの初動体制が不十分となる場合が想定されるので、地域の人々が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に立ち、連帯感を持ちながら自主的な防災活動に取り組むことが重要となります。

日ごろからの防災知識の普及啓発はもとより、災害に備えたより実践的な情報収集及び伝達体制の確立、避難体制の整備（災害時要援護者対策等）、地域住民の参加のもと実効性のある防災訓練の導入など、住民と防災関係機関が一体となって災害防止のための必要な措置をあらかじめ講じておくことが大切です。

集中豪雨とは

量的な定義はありませんが、時間的・空間的に集中して降る大雨のことを「集中豪雨」といいます。集中豪雨は、活発な積乱雲によってもたらされ、主に日本付近に前線が停滞している時（梅雨期の終わりごろ）や台風が日本列島に接近しているか上陸した時、大気的不安定な状態が続き、次々と雷雲が発生している時などに発生します。

竜巻とは

竜巻とは、積乱雲や積雲に伴って発生する強い上昇気流をもった激しい渦巻きです。

竜巻の中心付近は周りよりも気圧が低く、そのため地表付近では竜巻の中心に向かってらせん状に風が吹き、中心に近づくほど急速に風が強くなっていき、上昇気流となって周囲の空気や物を巻き込みながら移動していきます。

台風や発達した寒冷前線、寒気の流入など、局地的に大気の状態が非常に不安定な場合に多く発生しています。



鹿児島県垂水市での大雨に伴う土砂災害（平成19年7月）
（写真提供：鹿児島県）



熊本県美里町での梅雨前線による大雨に伴う洪水災害（平成19年7月）
（写真提供：熊本県）

津波による災害の防止

防災課

四方を海に囲まれた我が国においては、地震を原因とする津波が繰り返し発生し、そのたびに多くの尊い人命が失われてきました。平成5年に発生した北海道南西沖地震においては、地震発生後3分から5分というかつてない速さで津波に襲われ、死者・行方不明者が200人以上という大きな被害が出ました。

さて、津波による被害を防ぐためにはどうしたらよいでしょうか。答えはひとつ、それは「逃げる」ことです。それも「すばやく逃げる」ことです。では、すばやく逃げるためにはどうしたらよいでしょうか。

行政においては、津波避難対象地域、避難地、避難路をあらかじめ指定し周知・徹底するとともに、発災時の迅速かつ正確な津波情報の収集・伝達、避難勧告等の迅速な発令等の対応が求められます。しかし、これらは行政としていわば「当たり前」のことです。これだけでは津波の被害をなくすことは不可能であり、大切なのは、住民一人ひとりが津波防災意識を高くもち、行動することです。

消防庁においては、平成14年3月に「津波対策推進マニュアル検討報告書」を取りまとめ、地域ごと（自主防災組織単位、町内会単位等）の津波避難計画を作成するための具体的な手順を示すとともに、モデル地域を選定し、実際の計画作成事例を提示するなど、市町村及び住民が連携して地域ごとの津波避難計画を策定する取組を推進しています。これらの事業を通じて示した大きなポイントは、津波避難計画は、行政と住民（民間企業等を含む。以下同じ。）の協働により作成されるべきものであり、行政から与えられるものではなく、住民が参加し自ら考え、作成すべきものであるということです。

具体的には、都道府県レベルにおいては、広域のかつ統一的な考え方に基づいた津波被害予測（浸水予測図の作成）の実施等、市町村レベルにおいては、住民に対する津波浸水予想地域等の必要な情報・知識等の

提供や支援、住民においては、これら行政の支援をもとに具体的な避難目標地点や避難経路の検討等、といった役割が求められます。また、計画作成は、ゴールではなくスタートであり、繰り返しの訓練等による検証を通じ、不断に見直していくことが必要です。

消防庁では、平成18年11月と平成19年1月の千島列島を震源とする地震で津波警報等が発表され、避難指示等が発令された市町村を対象とした避難状況等の調査を行いました。その結果を踏まえ、地方公共団体に対し、避難の実効性を上げるため、適切な対応を要請したところ

です。また、近い将来の発生が懸念されている「東南海・南海地震」や「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」では、甚大な津波被害が予想されることから、国、地方公共団体において津波対策に係る取組を推進しているところ

です。しかしながら、実際に避難行動をとるのは住民一人ひとりであり、「自分の命は自分で守る！」という自覚を持ち、大きな揺れや小さくとも長くゆっくりとした揺れを感じたら「行政やテレビなどの情報を待つことなく」すぐに安全な場所へ逃げるといった行動意識の徹底が必要なのです。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「すばやく逃げる」ことです。

→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが行動することが大切です。



「揺れたら逃げる」



「警報を聞いたら逃げる」

2月の主な通知

| 発番号 | 日付 | あて先 | 発信者 | 標 題 |
|--|-------------|---|---|--------------------------------|
| 消防予第27号 | 平成20年 2月 5日 | 各都道府県知事 各指定都市市長 | 消防庁長官 | 平成20年春季全国火災予防運動の実施について |
| 消防予第29号 | 平成20年 2月 5日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁予防課長 | 平成20年春季全国火災予防運動の実施について |
| 消防危第21号 | 平成20年 2月 6日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 移動タンク貯蔵所等に対する立入検査結果について |
| 府政防第111号 消防災第54号 社援総発 第0219001号 国河防第671号 | 平成20年 2月19日 | 都道府県防災担当主管部(局)長 都道府県民生主管部(局)長 都道府県土木主管部(局)長 | 内閣府政策統括官(防災担当) 付参事官(災害応急対策担当) 総務省消防庁国民保護・防災 部防災課長 厚生労働省社会・援護局総務課長 国土交通省河川局防災課長 | 「避難支援プランの全体計画」のモデル計画について |
| 消防消第24号 | 平成20年 2月21日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁消防・救急課長 | 「女性消防職員の職場環境等に関する調査」の結果について |
| 消防危第27号 | 平成20年 2月21日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・政令指定都市消防長 | 消防庁危険物保安室長 | 「土壌汚染環境保全対策事業」申請書類に関する協力依頼について |
| 消防特第17号 | 平成20年 2月21日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁特殊災害室長 | 林野火災に対する警戒の強化について |
| 消防参第21号 | 平成20年 2月26日 | 各都道府県消防防災主管部長 | 消防庁国民保護・防災部参事官 | 救助活動時におけるクレーン及び移動式クレーンの活用について |
| 消防応第32号 | 平成20年 2月27日 | 各都道府県消防防災主管部長 東京消防庁・各指定都市消防長 | 消防庁応急対策室長 | 平成20年度緊急消防援助隊地域ブロック合同訓練の実施について |

自治体消防制度60周年記念事業 「国民の命を守る消防防災」の実施について

消防技術政策室

我が国の消防は、昭和23年3月7日に施行された消防組織法によって、市町村消防を原則とする今日の自治体消防制度として確立して以来、今年で60周年を迎えたところです。

これを記念して、消防庁では、自治体消防制度60周年記念事業として、「国民の命を守る消防防災」をテーマに、本年、以下のとおり各種事業を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、各事業についての詳細な内容が決まり次第、別途報道発表を行う予定です。

1. 「消防防災ロボット・高度な資機材等」の募集について

消防防災活動を支える消防防災ロボット・高度な資機材等の研究開発・実用化などを目的に、特に新技術等を利用した消防防災ロボットや高度な資機材等を広く募集し、優れたものについて消防庁長官が表彰するとともに、その普及の推進を図ります。

2. 「消防職・団員を主人公とした漫画・ビデオ等」の募集について

国民の命を守る消防職員や消防団員の日常時の活動や災害現場における活動をよりわかりやすく紹介することにより消防防災行政の推進に寄与することを目的に、消防職・団員を主人公とした漫画・ビデオ等を広く募集し、優れたものについて消防庁長官が表彰するとともに、普及広報材料として全国的に紹介します。

3. 「レスキューロボットコンテスト」における「消防庁長官賞」の授与について

消防防災に係る科学技術の推進を図るため、2000年から実施されている「レスキューロボットコンテスト※」において、特別賞として「消防庁長官賞」を設けます。

※レスキューロボットコンテストは、大規模都市災害における救命救助活動を題材としたコンテストで、今年で第8回を迎えます(開催地：神戸市)。

4. 「消防防災ロボット技術研究会(仮称)」の設立について

消防防災ロボットや高度な資機材等に関する研究開発等の状況、技術シーズ、消防活動現場におけるニーズ等の情報の共有化を図り、これらの研究開発とその応用・実用化の推進と普及を図るための研究会を設立します。